

和泉個審答申第 9 号

平成 27 年 6 月 26 日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会

会 長 松 田 聰 子

証明書等のコンビニエンスストアでの交付による電子計算機の結合について（答申）

平成 27 年 3 月 5 日付け和泉政企第 3635 号で諮問のあったみだしの件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

和泉市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第 10 条第 1 項の規定による電子計算機の結合の禁止についての本件諮問は、「3 審査会の判断」の附帯意見を付して承認するものとする。

2 諮問の概要

コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付業務（以下「コンビニ交付」という。）の実施に当たっては、市は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）と委託契約を締結し、J-LIS 証明書交付センターの広域交付サーバと市の証明書発行サーバを通信回線により結合するものである。それは、実施機関以外のものと通信回線により結合された電子計算機を用いて個人情報を提供することから、保護条例第 10 条第 1 項（電子計算機の結合の禁止）に該当する。そこで、実施機関は、同項に定める「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき」に該当するかどうかの判断を行うために、本審査会に意見を求めたのである。

コンビニ交付の概要及び個人情報の保護措置は、以下のとおりである。

(1) コンビニ交付の概要について

コンビニ交付は、マイナンバー制度（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号制度をいう。以下同じ。）において、平成 28 年 1 月から交付が開始される個人番号カードを利用して、全国の主要なコンビニエ

ストアで本市が交付する各種証明書を取得できるようにするものである。

コンビニ交付の手順は、キオスク端末に本人が挿入した個人番号カード及び本人が入力した暗証番号が認証された後、本人は、証明書の種類や部数を選択して、料金投入口へ手数料を投入することによって証明書等が印刷されるものである。なお、交付の対象となる証明書等は、住民票のほか、印鑑登録、戸籍及び市民税に係る証明書を予定している。

したがって、このコンビニ交付は、仕事帰りに交付を受けることができるなど市民の利便性の向上に資するものであるから、実施機関としては、保護条例第10条第1項の「公益上の必要」があるものと考えている。

(2) 個人情報の保護措置について

コンビニ交付における主な個人情報の保護措置は、以下のとおりである。

- ①市とJ-LISが運営している証明書交付センターとは、インターネットを経由しない総合行政ネットワーク回線（LGWAN）を利用して接続する。
- ②証明書交付センターとコンビニ事業者通信事務センター（ECセンター）、及びECセンターとコンビニ店舗のキオスク端末とはそれぞれ、専用回線を利用して接続する。
- ③機器の操作は全て本人が行い、原則コンビニ従業員はかかわらない。
- ④平成28年1月から交付される個人番号カードには、暗証番号が設定されるから、それを利用することによって第三者による不正行為を防止することができる。
- ⑤証明書データを含む個人情報は、コンビニ店舗のキオスク端末、ECセンター及び証明書交付センターに保存も記録もされず、利用後即時に削除される。
- ⑥キオスク端末から出力される証明書等には、偽造防止技術が施されている。

以上、実施機関は、各種情報漏えい対策や証明書等の改ざん防止対策を施しており、個人の権利利益を侵害するおそれはないと考えている。しかし、J-LISやコンビニ事業者など実施機関以外の者が関わるため、実施機関は、常に、運営状況について確認し、問題があれば是正を求めるなど、個人情報が適切に取り扱われるよう取り組むとしている。

3 審査会の判断

(1) 保護条例第10条第1項の規定によるオンライン結合の禁止について

保護条例第10条第1項は、実施機関が個人情報の処理に当たって、実施機関以外のものに対して通信回線により結合された電子計算機を用いて情報を提供することを原則禁止している。オンライン結合は、瞬時に大量の情報を送ることができるため、事務処理の効率化につながる反面、実施機関が保有する個人情報を他方が必要に応じ随時に引き出せるので、その取扱いによっては、個人に不利益を与えるおそれが高いものである。

コンビニ交付は、上記のとおり市と証明書交付センターの間で、LGWANを利用して常時接続されるため、保護条例第10条第1項が規定するオンライン結合に該当する。

また、大量の情報を一度に送付する必要はないものの、全国的なネットワークを介して瞬時に情報を提供するため、コンビニ交付を行う場合は、常時のオンライン結合が前提となるものである。

(2) 個人情報保護上の問題点について

本審査会としては、コンビニ交付は、民間の事業者を含む複数の機関がネットワークや交付システムに介在する点、個人情報在全国に拡散するという点、及び個人情報の保護義務がない本人が端末を取り扱う点などにおいて、個人情報が漏えいするリスクを伴うものであるから、コンビニ交付は、直ちに承認しがたいと言わざるを得ない。

しかしながら、国がマイナンバー制度を推進している現状を踏まえれば、コンビニ交付のように全国的なネットワークに接続して証明書等を発行することが標準的なサービスとなることも想定され、一定の公益性が認められることは理解できる。

そこで、本審査会としては、実施機関が説明したとおり、実施機関は各種の個人情報保護措置を遺漏なく徹底するとともに、運営状況を常時に確認し、問題があれば、早期に是正を求めること、その他個人情報の保護に万全を尽くすことを強く要請する。

コンビニ交付を実施することについては、承認せざるを得ないと考えるが、それは、実施機関による個人情報の保護措置が尽くされることを条件としてはじめて、認められるものである。

以上

(参考) 審査会の処理経過

日 付	内 容
平成27年 3 月 5 日	諮問書の受理
平成27年 3 月 5 日	審査会開催 ・ 事務局からの説明 ・ 質疑応答 ・ 審議
平成27年 6 月 26 日	実施機関への答申